

日本共産党

出浦正夫議員の

3月議会報告



3月定例議会が3月5日から8日の日程で開催されました。議会では一般質問を5名が行いました。町長提出案件では、条例の新設・一部改正、新年度予算などが審議されました。

町長提出議案についてはすべての議案が可決されました。

日本共産党の出浦正夫町議は、6日に一般質問を行いました。概要を報告します。

一般質問要約

1. 小学校4校統合に備え条件整備を

(1) 通学条件は

通学条件について質問しました。

担当課では長若、三田川、両神小学校についてはすべてバス通学とすると答弁。通学バスの台数については、長若地区3台、三田川地区2台、両神地区2台を予定しているとのこと。名倉地区の遠距離通学については、統合とは別に検討する必要があるとしました。

(2) 体育着は公費負担を

4小学校の体育着は少しずつ異なりますので統合時には同じものを使用できるように公費での支給を求めました。

担当課では、財政的には苦しいですが、体育用ジャージについては意向に沿えるよう準備する、そのため予算措置をしていると答弁。体育着公費負担実現に向け大きく前進しました。

(3) 小学校入学時のランドセル等

購入補助を

入学時に準備するランドセル等の通学用具について父母負担が大きいため購入補助ができないか質問しました。

担当課では、ランドセル等の公費負担による支給や購入補助については大変重要な子育て支援策あるとの認識を示しました。しかし、財政状況が厳しい状況なので引き続き検討していくと答弁しました。

出浦議員は、秩父市が上限5万円のランドセル購入補助を実施している例を挙げ実現することを強く求めました。

その他に開校記念日の検討状況、統合により地域と小学校・児童の結び付きが弱まるのが心配されるので、対策を質問しました。

2. 公共交通の確保

き、安心して買い物・

通院などができるよ

うに

高齢化や運転免許返納等のため買い物、通院等に困難を抱えている方が増えている状況があります。そこで町の対策を質しました。

町では、民間路線バス、町営バス、乗合タクシー、タクシー事業者、ハッピーパートナー、スクールバス等により住民の移動の確保に努めていると答弁しました。

しかし、人口減少に伴う利用者の減少の中で、現行路線の維持も日々難しくなってきたと説明。学生の移動手段の確保、免許返納者も含め移動に制約のある高齢者が増加するなど、利用者が少ないとしても生活を支える

交通手段を持続的に維持、確保することは、必要なことと認識していると答弁しました。

出浦議員は、「小鹿野町地域公共交通計画(案)」の中で町営バス三峰口線・西武バス倉尾線の廃止が検討されている問題点を指摘。特に三峰口線については運行路線の変更が利用者減につながっていることを挙げました。

また現行の町営バスは、旧両神村の時代に計画運行したものでその経過についても触れました。

公共交通確保の問題は、国の補助増額も含めて、地域住民と良く話し合う必要があると強調しました。

基本的には、各地区から町中心部への移動手段の確保、中心部での循環バス等の確保、秩父駅、西武秩父駅、三峰口駅等町外につながる移動手段の確保が重要と提案しました。

3. 山岳遭難防止、清

滝小屋再開、二子

山事故損害賠償裁

判について

(裏面へ)

おがの
民報

No. 52

日本共産党小鹿野町委員会

3月定例議会報告

2024年 4月 28日(日)

連絡先 (79) 0036

(1) 山岳遭難の状況について

出浦議員、令和5年1月から12月中に小鹿野管内で発生した山岳遭難について調査し一覧表にして配布しました。そのうえで遭難事故が異常に多い、対策が必要だと訴えました。担当課の調査でも遭難件数は両神山15件で16人、二子山が3件で4人、四阿屋山が2件で2人、丸神の滝で1件1人、その他が2件で2人となっているとのこと。遭難者の中で残念なことですが2名が死亡事故となっていました。

(2) 遭難防止のため清滝小屋再開は急務、ドローン搬送の進捗は

出浦議員はこれまでも清滝小屋再開は急務だと訴えてきました。小屋再開に向けては小屋で使用する物資の搬送方法がネックです。

担当課では、モノレール、ドローン搬送等を検討してきました。その結果ドローン搬送が費用的にも有利との結論になったとのこと。

令和6年度予算でルート選定、積載量と飛行距離によるバッテリー消費量、往復可能回数等の調査を行うとのこと。合わせて清滝小屋そばにある建物の撤去を実施することです。

これにより小屋再開に向け大きく動き出すことになりそうです。

(3) 二子山事故損害賠償裁判について

昨年、東京在住の男性から二子山の滑落事故に関して、町の責任を問う損害賠償裁判が起こされています。裁判の進捗状況を質問しました。

担当課の説明では、現在、小鹿野町と一般社団法人小鹿野クライミング協会へ損害賠償を請求する旨の裁判が起こされているとのこと。

訴状による原告の訴えでは、令和4年9月25、午後12時30分頃、小

鹿野町所在の二子山西岳ローソク岩のスポーツルートをクライミングしていた時に設置ポルトが岩壁から離脱したことにより地上まで落下し、着地時に両足を地面に着き、両足を骨折したとのこと。

令和5年度になってから事故発生ルートのある町おこし事業を推進し、事業の柱が室内クライミング施設である神悦館と本件事故現場を含む二子山のクライミングルートであると主張から、当町にも管理責任があるとして訴えの提起がなされました。

訴状を受け8月24日には、さいたま地方裁判所川越支部にて第1回口頭弁論が行われ、町も顧問弁護士を通して出頭。その後、弁論準備手続きが10月3日、11月29日、2月21日実施され、次回は4月17日の予定になっているとの報告がありました。なお具体的なやり取りは裁判中なのでお答えできないとの答弁でした。

出浦議員はこの裁判は山岳事故裁判としては特異な位置にあるので今後も注目したいと語っています。

4. 長若地区般若地内の釜の沢上流部の林地開発による土砂たい積計画について町はどう対応するか

釜の沢上流部の12、8ヘクタールの山林に土砂をたい積する計画に対して、長若6区、7区、8区、9区長から町に対して、「町への申請に許可を出さないください。」との陳情書が出されている問題への対応を質問しました。

町長は、この問題の許可権限は埼玉県知事であることを明らかにしたうえで、町が関わるができるのは2点。1点目は、計画地内における道路敷及び水路敷に係るもの、2点目は、事業者と町との環境保全に関する協

定の締結に関することだと説明しました。

町長はさらに2月16日には、長若地区全体で事業への反対を表明することになった旨の文書をいただいたことを説明しました。

そのうえで、町としては土砂災害の発生、地元住民の不安などを懸念しているため県と連携しながら、慎重及び適切に対応していきたいと答弁しました。

出浦議員は、埋め立て予定地は急傾斜地であり危険は明らかとしたうえで、町長に現地を視察するよう求めました。

5. 災害に備え、公共用地の確保を

能登半島地震でも応急仮設住宅建設用地が不足していることが問題となっています。

出浦議員は小鹿野町の災害時利用可能な公共用地一覧を作成して配布しました。公共用地は倉尾地区2カ所、長若地区2カ所と他の地区と比べ倉尾地区、長若地区が極端に少ないことがわかります。

担当課に何うと応急仮設住宅適地として、地域防災計画の中で小鹿野運動場と長若運動場(旧長若中学校)が指定してあるとの答弁がありました。

応急仮設住宅適地に指定それでも住宅用地として分譲か

出浦議員が、町長に対して長若中学校は住宅用地として分譲しようとしているが、地域防災計画の中で応急仮設住宅適地に指定していることを承知の上で分譲する予定なのかと質問すると、「承知の上です。」と答えました。自ら計画したことをご都合で自ら破る行為は、行政の執行としておかしくありませんか。

